

次期実施計画の策定について

1. 主旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、働き方やコミュニケーションのあり方、デジタル化の進展など、新しい生活様式への移行が進み、社会全体の価値観や行動が大きく変わりつつある。

新型コロナウイルス感染症の収束もいまだ見通せず、厳しい財政見通しが続くなか、区の実施計画は令和3年度、基本計画は令和5年度で期間満了を迎える。

こうした状況のなか、令和4年度及び5年度の2年間の実施計画については、これまでの計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画策定につながる計画としていく必要がある。

そのため、世田谷区政策方針を踏まえつつ、次期基本計画も見据え、新たな政策の柱を設定し、重点的な取組みを明確にした区民にわかりやすい計画として新たに再構築し、「(仮称)世田谷区未来つながるプラン(実施計画)」を策定する。

2. 策定にあたっての考え方

(1) 社会状況の変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

コロナ禍により、働き方、人と人とのコミュニケーションのあり方、デジタル化など、新しい生活様式への移行が進み、社会全体の価値観や行動の変化が生まれている。未だ収束を見通すことはできず、区民の健康と生命を守り抜くことを第一に、感染拡大防止と、区民や事業者の社会・経済活動の維持・活性化の取組みを進めていく必要がある。

また、経済への打撃も大きく、内閣府が発表した2020年の実質GDP成長率は、リーマンショック後以来、11年ぶりにマイナス成長(前年比4.8%減)となった。さらに、2020年度の実質GDP成長率についても、前年度比4.6%減となり(令和3年5月18日速報値)、リーマンショック時より悪く、比較可能な1995年度以降で最大の落ち幅となるなど、引き続き、厳しい区民生活と区の財政状況が見込まれる。複数年にわたりコロナ以前の水準への回復が見込めない前提で、持続可能な行財政運営を確保するとともに、施策の優先順位を整理し、事務事業の見直しを進めていく必要がある。

②SDGs(持続可能な開発目標)の推進

コロナ禍において、世界共通で取り組むSDGsに対する認識が改めて広がっているなか、自治体レベルにおいても、あらゆるステークホルダーと連携した分野横断的な取組みを推進していくことが求められている。

③人口構造の変化

前回新実施計画（後期）時点の人口推計（2018年推計）において、2042年まで一貫して増加傾向が続くと見込んでいたが、令和2年7月から転出超過の状況が続き、令和3年4月1日時点の人口は、前回基本計画策定時の平成26年以降、はじめて前年度を下回る結果となった。年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の構成では、顕著な変化はみられないが、コロナ以前から引き続き、30代～40代の子育て世代の人口は減少し、50代以上の年代は増加傾向が続いている。また、外国人の人口は、これまで増加傾向が続いていたが、令和2年3月以降、減少傾向が続いている。

2025年には、団塊世代が後期高齢者となり、人生100年時代ともいわれる超高齢社会は一層進展していくなか、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりや、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会を構築することが求められる。

（参考）

表1）基本計画策定時からの人口推移（4月1日時点）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口	870,063	877,833	887,994	896,057	903,613	912,095	921,556	920,471
（内）外国人	14,950	15,838	17,076	18,549	20,097	21,514	23,062	21,840

表2）令和3年1月～5月の人口推移

	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5
総人口	920,372	919,844	918,896	920,471	920,632
前年同月との差	2,886	2,069	840	-1,085	-2,732
（内）外国人	22,164	22,175	22,026	21,840	21,728
前年同月との差	-870	-949	-1,070	-1,222	-1,325

④大規模自然災害の発生

近年、世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化の影響と考えられる気候異変が頻発し、甚大な被害が発生している。さらに、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震など、大規模な地震も発生している。激甚化・頻発化する災害から区民を守るため、さらなる防災・減災の取組みを強化するとともに、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を緩和する取組みを着実に進め、安全で災害に強いまちづくりを実現する必要がある。

⑤高度情報化社会の到来とデジタルトランスフォーメーション（DX）

従来からの業務やプロセスのデジタル化（デジタルイゼーション、デジタルライゼーション）をさらに発展させ、デジタル技術により変革する「デジタルトランスフォーメーション（DX）」への取組みも、コロナ禍により様々な分野において急速に広まっている。

人々の暮らしを豊かにする先端技術を積極的に区政運営に取り入れ、急速に変容する区民生活に応じた新たな行政サービスを構築するとともに、新しいスタイルでの働き方による区の業務の効率化・区民視点での改革を一層進め、新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していく必要がある。

⑥地域コミュニティの変化

コロナ禍による外出自粛やテレワークの急速な普及など、職住近接の進展により身近な地域で過ごす時間が増えたことで、地域への関心が高まる一方、行動変容により人と人との交流が失われたことにより身近な地域で互いに支える力の減少が懸念されるなど、新たな地域コミュニティのあり方が問われている。

将来にわたって持続可能な住民自治を実現するためにも、本庁、総合支所、まちづくりセンターを有機的につなぐ地域行政制度を基軸に、より住民に身近できめ細やかな施策を展開し、高齢者や障害者、子ども・子育て家庭など、誰もが互いに支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことが求められる。

(2) これまでの新実施計画の振り返り

○平成26年度から開始した新実施計画では、基本計画で掲げたマッチングによる横断的連携や区民・事業者等との参加と協働の取組みを進めてきた。特に、基本計画における6つの重点政策については、新実施計画（後期）から、重点政策ごとに個票を作成し、「横断的連携により進める取組み」、「区民・事業者との参加と協働により進める取組み」を新たな評価軸として設け、その取組みの評価・検証を行ってきた。

○具体的には、「参加と協働」を軸に、基本計画で掲げる6つの重点政策に基づき以下のような取組みを着実に推進してきた。

重点政策①：保育待機児童の解消や、庁内横断的に連携したひとり親家庭支援、子どもの貧困対策など

重点政策②：地域包括ケアの地区展開による身近な地区での相談体制の確立など

重点政策③：地域住民との協働による地域防災力向上の取組みなど

重点政策④：区民・事業者・他自治体と連携した再生可能エネルギーの普及など

重点政策⑤：ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みなど

重点政策⑥：地域の課題解決に向けた提案型協働事業の実施など

○縦割りを超えて、庁内横断的な連絡会の立ち上げや窓口の設置、協働によるまちづくりなど、参加と協働により政策を進める場や体制は整いつつあるが、行政への参加の取組みが多く、区民が主体的に地域を運営する住民自治の拡充を進めるためには、引き続き「参加と協働」を軸に、組織横断的連携の徹底、区民や事業者、大学、他自治体等との連携による取組みを一層推進していく必要がある。

○コロナ禍により、従来どおりの手法での区民参加が難しい状況となっている。コロナの収束が見通せないなか、区民参加の取組みの中止ではなく、オンライン会議や動画配信など、ICT等を活用した新たな手法への見直しも必要となっている。

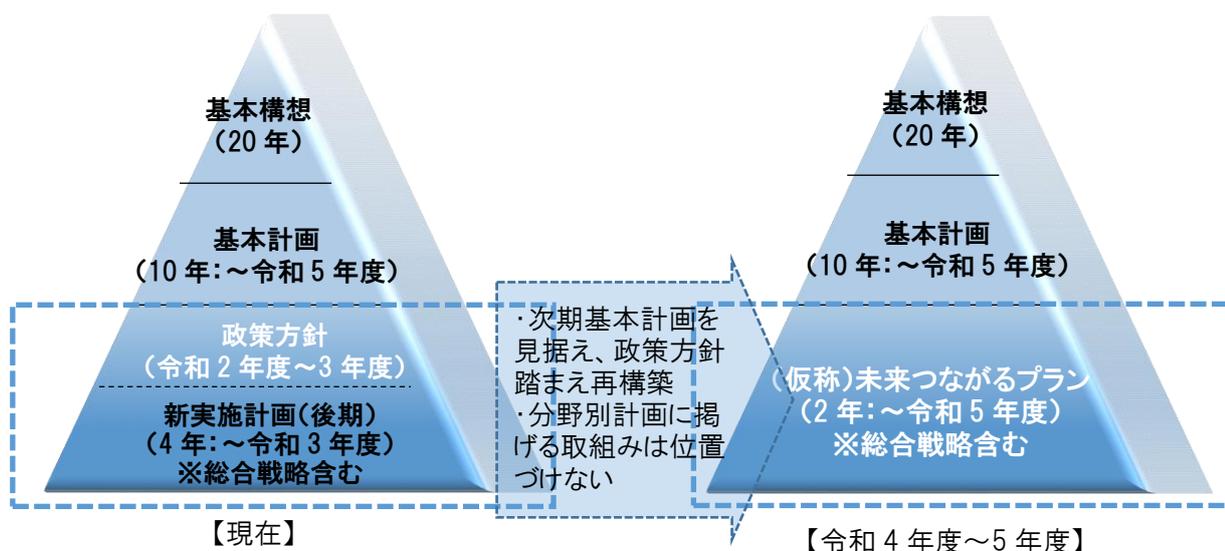
○区政運営の骨格である地域行政制度について、住民自治の拡充と参加と協働の視点から見直しを進めており、引き続き、議論を深める必要がある。

(3) 策定にあたっての基本的な考え方

○コロナ禍や人口構造の変化、SDGsなど、大きく社会状況や価値観が変化していくなか、現在の計画の継続ではなく、世田谷区政策方針の考え方も踏まえ、次期基本計画においても柱となり得る新たな政策の柱を設定し、令和4年度及び5年度に、区として重点的に取り組まなければならない事業を本計画に位置づける。

- 特に、基本計画で掲げているマッチングによる組織横断的連携や、区民・事業者等との参加と協働により進める施策を本計画に位置づける。
- 区民にわかりやすく重点的な取組みを明確化するため、施策体系や計画の構成を見直し、個別に作成されている各分野別計画に掲げる取組みについては、基本的に、本計画には位置づけず、個別計画において進捗管理を行うこととする。
- 引き続き、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第2期世田谷区総合戦略（令和2年度から令和5年度）」を包含する計画とする。

【計画のイメージ】



3. 新たな施策体系、計画の構成

(1) 4つの政策の柱による計画【別紙1：政策の柱】【別紙2：施策体系】

コロナの影響、SDGsの推進、人口構造の変化、大規模災害の発生、DXの推進など、基本計画策定時とは大きく異なる社会状況を踏まえ、現行の基本計画の重点政策及び世田谷区政策方針をもとに、次期基本計画においても柱となり得る、以下の4つの柱により新たに計画事業を位置づける。また、区民へわかりやすい体系とするため、「4つの政策の柱—施策—事業—実現に向けた取組み（行動量）」の構成とする。

i 高齢者・障害者をはじめ区民の健康と生命を守る

コロナによる影響、頻発する大規模自然災害に対して、安全で災害に強いまちづくりを進めるとともに、区民の健康維持・増進、生命を守る取組みを推進する。防災対策、福祉サービスの向上、健康増進など。

なお、コロナへの感染症対策や緊急対応については、政策経費ではなく経常経費とし、刻々と変わる状況を踏まえながら、補正予算等で対応する。

ii 区民・事業者の活動を支え、地域活性化

コロナによる甚大な影響を受けた区民や事業者を支えるとともに、新たな時代にふさわしい地域コミュニティを再構築し、地域を活性化する。地域行政の取組み、産業など。

iii 子ども若者の学びと育ち

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの基盤を構築するとともに、子どもや子育て世帯へのコロナによる影響の長期化も踏まえ、「子ども・子育て応援都市」として、子どもの育ちを支え、子育てを支援する。ICT教育、子育て支援、子どもの貧困対策など。

iv 新たな自治体経営～コロナ後を見据えたまちの活力創出～

コロナの影響をはじめ、SDGs、気候変動など、大きく社会経済状況が変化していくなかで、コロナ後・オリパラ後を見据えた新たな自治体経営の取組みを推進し、まちの活力を創出する。環境、まちづくり、多様性など。

4つの柱に位置づける施策の考え方

コロナ禍による社会状況の変化などを踏まえ、次期基本計画も見据え、現計画の継続ではなく、令和4年度及び5年度に、集中的に行う施策で、特に、区として重点的に取り組まなければならない、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進するものについて、施策の優先順位を整理し、選択と集中を図ったうえで本計画に位置づける。

【位置づけるもの】

- ▶ 新規条例制定など、大きな動きがある施策。
(気候非常事態宣言、産業振興基本条例など)
- ▶ 4つの柱を構成する核となり、コロナ禍による社会状況などを踏まえ、次期基本計画でも重要な位置づけとなることが想定され、令和4年度及び5年度に重点的に取り組む必要がある、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進する施策。
(災害対策(豪雨対策)、高齢者の地域参加促進、地域行政の取組み、雇用対策、ひきこもり支援、子ども・子育て支援、ICT教育など)

【位置づけないもの】

- ◆ 個別の分野別計画に掲げる取組みは、原則として位置づけない。(上記の条件に該当する重要な取組みは例外として位置づける)
- ◆ 施設整備などのハード系事業については、基本的には個別の計画に位置づけられていること、施設整備費は政策経費としていないこと、また、総合管理計画に基づく施設整備計画にも位置づけられていることから、本計画には位置づけない。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策については、政策経費ではなく経常経費とし、状況に応じて補正予算等で対応すべきものであることから、本計画には位置づけない。

(2) 分野別計画に掲げる主な取組み

各分野別計画に掲げる主な取組みについては、原則、4つの柱には位置づけず、各分野のバランスを考慮しながら一覧で掲載することにより、一定の網羅性を持たせる。現実実施計画に位置づけられている事業、令和4年度から開始する計画に基づく事業などを中心に構成する。

【イメージ】

分野	事業名	2年間の取組み概要	計画名
健康・福祉	○○○	□□□□□□□□	○○計画
子ども若者・教育	○○○	□□□□□□□□	○○計画
暮らし・コミュニティ	○○○	□□□□□□□□	○○計画
都市づくり	○○○	□□□□□□□□	○○計画

(3) DXの推進

DXの推進は、令和4年度及び5年度に、特に重点的に取組み加速させていく必要があることから、新たに単独の項目として作成する。

(4) 行政経営改革の取組み

現計画における3つの基本方針と10の視点に基づく考え方・体系を維持したうえで、個別の取組み項目の整理・取捨選択、新たな取組み項目の反映による内容の充実を図る。

具体的には、現計画における各取組みの進捗状況や達成見込み、計画策定時からの状況変化等を踏まえ、次期計画でも継続して取り組むべきものについては、引き続き計画に位置付け、その取組みを加速させる。

また、新庁舎建設を契機とした働き方改革などの取組みや、コロナ禍等の社会状況の変化により新たに浮かび上がってきた行政課題に対応するため、新しく取り組むべきもの、また、一段と厳しさを増す財政状況を踏まえ必要な財源を確保するため、見直しを行うべきものなどについて、新たな行政経営改革の項目として計画に反映し、集中的に取り組む。

なお、これからの時代の行政経営改革において、DXの視点や活用は必要不可欠なものであることから、特に効果額を生むものについては、「再掲」などの形で、計画としても位置づける。

(5) SDGsの推進

SDGsを推進していくため、施策ごとにSDGsの17のゴールとの関連性を明らかにし、横断的な施策展開を図る。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和3年	9月	5 常任委員会報告（素案）
	9月～10月	パブリックコメント実施
	11月	5 常任委員会報告（検討状況）
令和4年	2月	5 常任委員会報告（案）
	3月	計画策定

5. 次期基本計画の改定に向けて【別紙3】

刻々と変化する社会状況の変化を捉え、機動的・実践的な計画としていくとともに、区民へのわかりやすさ、基本計画と実施計画の関係性をより明確化し、区の最上位計画である基本計画に基づく計画行政を実行していくために、次期基本計画においては、基本計画と実施計画の一体化も視野に検討を進める。

また、計画期間について、現在の10年（4年－4年－2年）のサイクルを、8年（4年－4年）のサイクルとするなど、計画期間の見直しについても検討を行う。

6. その他

(1) 新実施計画（後期）推進状況

最終年度である令和3年度については、修正計画が不要であることから、行動量の実績のみを一覧としてまとめたものを作成する。

(2) 人口推計

7月を目途に人口推計を行い、計画の素案に反映していく。

新たな計画における政策の柱

基本計画・新実施計画

6つの重点政策

分野別政策

4つの柱

- ① 子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進
- ② 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい
- ③ 安全で災害に強いまちづくり
- ④ 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現
- ⑤ 世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり
- ⑥ 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

- ① 健康・福祉
- ② 子ども若者・教育
- ③ 暮らし・コミュニティ
- ④ 都市づくり

政策方針 (令和2年9月～令和3年度)

- ① 新型コロナウイルス感染症対策
- ② 区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み
- ③ 子どもの学びと育ちの支援
- ④ 施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換(DXの取組み)

現在の計画の継続ではなく、コロナの影響、SDGsの推進、気候変動など、大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画を見据えた新たな柱を設定。

個別の分野別計画に掲げる取組みは、各分野別計画で進捗管理を行うことで、計画の重複を避け、重点的な取組みの明確化を図り、区民にわかりやすいものとする。

市内や区民・事業者との連携により横に「つながる」施策

次期基本計画に「つながる」計画

(仮称) 未来つながるプラン (令和4年度～5年度)

	4つの政策の柱	目的・方向性
4つの政策の柱	① <u>高齢者・障害者をはじめ区民の健康と生命を守る</u> 【重点②③】 【政策方針①】	コロナによる影響、頻発する大規模自然災害に対して、安全で災害に強いまちづくりを進めるとともに、区民の健康維持・増進、生命を守る取組みを推進する。防災対策、福祉サービスの向上、健康増進など。
	② <u>区民・事業者の活動を支え、地域活性化</u> 【重点⑤⑥】 【政策方針②】	コロナによる甚大な影響を受けた区民や事業者を支えるとともに、新たな時代にふさわしい地域コミュニティを再構築し、地域を活性化する。地域行政の取組み、産業など。
	③ <u>子ども若者の学びと育ち</u> 【重点①】 【政策方針③】	誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの基盤を構築するとともに、「子ども・子育て応援都市」として、子どもの育ちを支え、子育てを支援する。ICT教育、子育て支援、子どもの貧困対策など
	④ <u>新たな自治体経営～コロナ後を見据えたまちの活力創出～</u> 【重点④】 【政策方針④】	コロナの影響をはじめ、SDGs、気候変動など、大きく社会経済状況が変化していくなかで、コロナ後を見据えた新たな自治体経営の取組みを推進し、まちの活力を創出する。環境、まちづくり、多様性など。

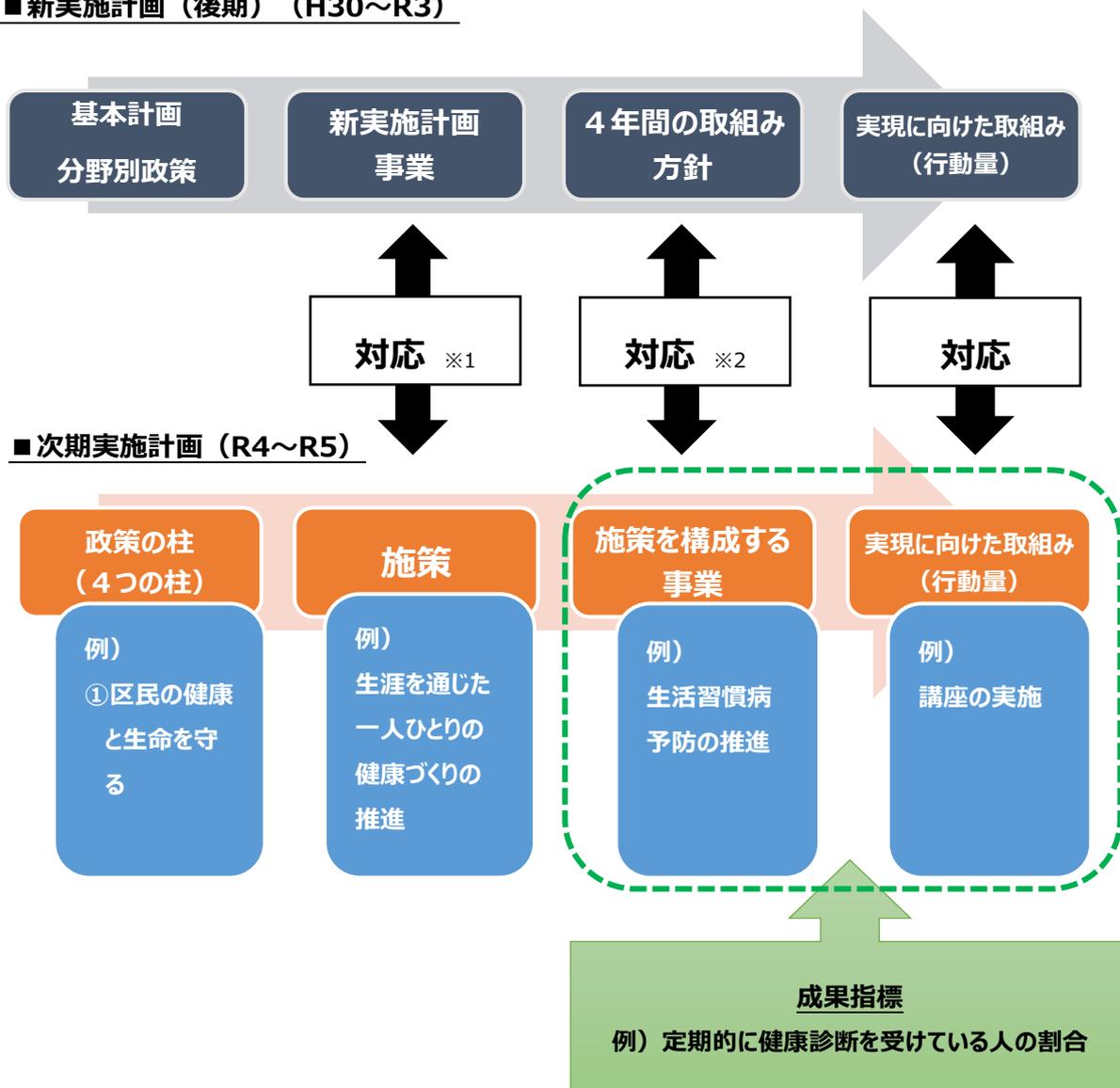
※新型コロナウイルス感染症対策は計画に位置づけず、刻々と変化する状況を把握しながら、補正予算等に対応する

プランの実施状況、分野別計画に掲げる取組みを踏まえ、次期基本計画の検討につなげる

次期基本計画 (令和6年度)

■ 施策体系

■ 新実施計画（後期）（H30～R3）



※ 1 「新実施計画（後期）」で「新実施計画事業」としていた単位を、次期実施計画では「施策」として位置づけます。

※ 2 「新実施計画（後期）」における「4年間の取組み方針」を簡潔に表現した内容を、次期実施計画では「施策を構成する事業」として位置づけます。

総合計画の今後のスケジュール

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	(2035)	
現行	平成25年度(2013年)9月～ 基本構想(20年)															新たな基本構想		
	平成26年度(2014年)～ 基本計画(10年)					令和6年度(2024年)～ 基本計画(10年)												新たな基本計画
	平成26年度～ 新実計(後期)4年			令和4年度～ 調整計画(2年)		令和6年度～ 実施計画(前期)4年				令和10年度～ 実施計画(後期)4年				令和14年度～ 調整計画(2年)		新たな実施計画		
次期	平成25年9月～ 基本構想											新たな構想検討	新たな基本構想(20年程度)					
	平成26年度～ 新実計(後期)4年			令和4年度～ 実施計画(2年)		基本計画・実施計画期間(前期4年)				基本計画・実施計画期間(後期4年)				新たな基本計画・実施計画(4年)				
			実施計画 検討	新たな 計画検討						中間 見直し					新たな 計画検討			中間 見直し